

第一回 国会  
衆議院

文部委員会 議録 第七号

(11011)

昭和二十六年十一月二十一日(水曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長

長野 長廣君

理事 延右門君 理事佐藤 重遠君

理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君

理事 松本 七郎君

鹿野 彦吉君

高木 章君

飛嶋 駿君

坂本 泰良君

浦口 鉄男君

坂田 圓谷

渡部 義通君

道太君

光衛君

順造君

義通君

鉄男君

坂田 武夫君

坂田 優君

京都大学事件に関する説明聽取の件

○長野委員長 これより会議を開きます。  
博物館法案(若林義孝君外九名提出)を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。若林義孝君。

す。  
博物館法案(若林義孝君外九名提出)を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。若林義孝君。

博物館法案

博物館法

あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人若しくは宗教法人が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第三十四条の法人又は宗教法人の設置する博物館をいう。

この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物館の事業)

3 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

4 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

5 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

6 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

7 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

8 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

9 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

10 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

11 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

12 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

14 この法律において「博物館資料」

とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。(博物

館の事業)

15 この法律において「博物館資料」

を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する

一般公衆の当該文化財の利用等の便を図ること。

九 他の博物館、国立博物館、国立科学博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

十一 学生の称号を有する者で、大學生の称号を有する者で、大學生において博物館に関する科目の単位を修得したもの

十二 大学生に在学し、博物館に関する科目の単位を含めて

六十二単位以上を修得した者

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

館長は、館務を掌理し、所屬職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

三 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

四 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他のこれらと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

五 学芸員は、そのつかさどる専門的事項の区分に従い、人文科学学者芸員又は自然科学研究員と称す。

六 学芸員は、学芸員の職務を助ける。

七 学芸員及び学芸員補の資格

(学芸員及び学芸員補の資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、文部省令の定めるところにより人文科学学者芸員又は自然科学研究員となる資格を有する。

一 学士の称号を有する者で、大學生において博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 大学生に在学し、博物館に関する科目の単位を含めて

六十二単位以上を修得した者

本日の会議に付した事件

博物館法案(若林義孝君外十九名提出、参法第三号)(予)

文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法(若林義孝君外十九名提出、参法第三号)(予)

本日の会議に付した事件

文部委員会議録第七号

昭和二十六年十一月二十一日

で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

四 大学に二年以上在学し、六十

一単位以上を修得し、三年以上

学芸員補の職にあつた者で、第

六条の規定による学芸員の講習

において博物館に関する科目の

単位を修得したもの

五 六年以上学芸員補の職にあつた者で、第六条の規定による学

芸員の講習において博物館に関

する科目的単位を修得したもの

六校教育法（昭和二十二年法律

第十六号）第五十六条第一項の

規定により大学に入学することの

できる者は、学芸員補となる資格

を有する。

三 学校教育法（昭和二十二年法律

第十六号）第五十六条第一項の

規定により大学に入学することの

できる者は、学芸員補となる資格

を有する。

四 学芸員の講習は、文部大臣

の委嘱を受けた大学が行う。

二 前項の講習に關し必要な事項

は、文部省令で定める。

（指導、助言）

五 同じく町村の教育委員会及び私

立博物館に対し、その求めに応じて、博物館の設置及び運営に関し専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

（設置及び運営上望ましい基準）

六 文部大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設

置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示する

とともに一般公衆に対して示すものとする。

（博物館資料の輸送運賃及び料金）

七 私立博物館にあつては、当該

法人の定款若しくは寄附行為の

写又は当該宗教法人の規則の

写、館則の写、直接博物館の用

に供する建物及び土地の面積を

記載した書面及びその図面、当

該年度における事業計画書及び

収支の見積に関する書類、博物

館資料の目録並びに館長の氏名

及び学芸員の種別ごとの氏名を

記載した書面

（登録）

八 第二章 登録

九 第十条 地方公共団体又は民法第三

十四条の法人若しくは宗教法人

が、博物館を設置しようとする

ときは、当該博物館の所在する都道

府県の教育委員会に備える博物館

登録原簿に登録を受けるものとす

る。

（登録の申請）

十 第十一条 前条の規定による登録を

受けようとする者は、設置しよう

とする博物館について、左に掲げ

る事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名称及び民法第三十

四条の法人又は宗教法人にあつてはその住所

二 名称

三 所在地

四 前項の登録申請書には、左に掲

げる書類を添附しなければならぬ。

五 第十二条 都道府県の教育委員会

は、前条の規定による登録の申請

があつた場合においては、当該申

請に係る博物館が左に掲げる要件

を備えているかどうかを審査し、

備えていると認めたときは、同条

第一項各号に掲げる事項及び登録

の年月日を博物館登録原簿に登録

するとともに登録した旨を当該登

録申請者に通知し、備えていない

と認めたときは、登録しない旨を

その理由を附記した書面で当該登

録申請者に通知しなければならぬ。

面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積に関する書類、博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別との氏名を記載した書面

を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

（登録事項等の変更）

五 第十三条 博物館の設置者は、第十

一条第一項各号に掲げる事項又は

同条第二項に規定する添付書類の記載事項について変更があつたとき

は、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

六 第十四条 都道府県の教育委員会

は、博物館が第十二条各号に掲げ

る要件を次くに至つたものと認め

たとき、又は虚偽の申請に基いて

登録した事実を発見したときは、

当該博物館に係る登録を取り消さなければならぬ。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を次くに至つた場合においては、その要件を次くに至つた日から二年間はこの限りでない。

七 第十五条 博物館の設置者は、博物

館を廃止したときは、すみやかに

その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

八 第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関する必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

（博物館の廃止）

一 都道府県の教育委員会は、博物

館の設置者が當該博物館を設置する

事項は、當該博物館を設置する

地方公共団体の条例で定めなければならない。

二 前項の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十一条に規定する事件の例によること。

三 第十九条 公立博物館は、當該博物

館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

（博物館協議会）

四 第二十条 公立博物館に、博物館協

議会を置くことができる。







由といふものをこの博物館によつて十分研究せんとし、あるいは勉学せんとする者に便宜を与えるような施設でなければならぬと思つております。しかも御指摘になりましたよう御心配は、たとえば博物館の協議会として、協議委員がいろいろ相談してきめるところござりますし、またほんとうの博物館の目的、趣旨といふものを、われわれがこれから徹底させることによりまして、御心配のような点は十分解消して行けると確信をいたしております。

○坂本泰委員 文化国家についての御説明が避けられ、今後十分できるといふ文部省の楽觀的御答弁でしたが、私はこれを非常に憂えておるわけなんです。それはこの間も文部大臣の国民党実業要領というが新聞に出ましたけれども、これを見たつて、はつきりわからぬわけなんです。それはこの法案を権威ある国会において審議するにあたつて、やはりその觀念をはつきりしてやらないと、今後の運用がうまく行かない。何も信念も理解もなく、ただつくづく資料を集めればいいじやないか。それでは、この博物館の資料を単に量的に集めても何にもならないのです。だから、運用の面においては、やはりこの法案を審議する国会において権威あるところの理想と理解とを持つてやらなければならぬと思うのであります。私はピントが合わぬから、一つ例をあげて申しますならば、今後の日本の文化國家の認識にあたつて、教育の方針が、戦争への道にかりに行つたといったしましたならば、この第二条、第三条に掲げてあるところの資料の収集もまた異なつて来るだろ

う。しかしながら、あくまでも平和への道についての教育の方針が徹底し、しかしてその上に立ちましたところの文化国家の理想であるならば、またそれによつてこの資料の収集といふことも異なつて参るのであります。でありますから、ただ口に文化国家と言い、理想の実現と言ひ、人権の擁護と言いましても、はたして現在の社会においてそれが実現されているかどうか。ちょうど戦争中は全員みな死ぬるとか、あるいはいろ／＼の言葉が使われて、演説するときは、すぐそういうことを言つた。終戦後は、やはり理想とか文化国家というなどを、演説をやるときは一席ぶたなければ、演説にならぬようなどことになつておる。しかし文化国家あるいは基本的人権の擁護とか言いまされども、それを言う人自身が、はたしてそれが理解されているか、またはたしてそれが現在の国会において実現されているかどうか、これも考えなければならない。われ／＼は教育の方針を平和への道に置きましたならば、あるいは今後再軍備をされるであろうそれは今後再軍備をされるであろうその軍備に対してこの教育を結びつける、そういうことがあつてはならないのであります。あるいはまた考え方によりましては、その軍備と教育をマッチした方が、あるいはそれを考えておられる方は、文化国家の理想であると言つかもわかりません。しかしながら、いやしくも新憲法によるところの文化国家の前提に立つて、そうして平和への道に通するこの教育の方針に立ちましたならば、この博物館の運用も、資料の収集なんかは、戦争への道に立つ

ところの教育方針によるか、あるいは平和への道に立つところの教育の方針によるかによつて、この自然科学の資料の集収がどうしてできるか、へんぱにならぬとなるおそれがある。そこを憂えるから、この国会の審議にあたつて、どういう考え方を持つてゐるかということを、ことに提案者に伺わなければならぬと思う。そこをはつきりして、この法案を審議しなければならない。かような意味において私は聞いてゐるのであるから、単に數とか今後の運用によるということでなくして、教えをこうむればけつこうだから、ひとつ御発表を願いたい、と思います。

由の建前、理想の建前からして、公平にこの博物館にあらゆる資料を収集して、そのあらゆる資料をもつて、国民がこれによつてその社会教育の建設をやらなければならぬ。それが私は根本じやないかと思うのであります。でありますから、総括的の問題で、それを質問申し上げた次第であります。なお内容の個々の点については、後刻質問することにいたしまして、総括的な質問はこれで終ることにいたしました。

て、これが文部省の方に申告しても何ら手を打たれてないので、これをぜひ国会にはかつて国会の力でひとつとりて調査いたしましたところが、国宝及び準国宝級の刀だけで、大体三十四五からいが紛失してしまつておるという事実が明らかになりました。そのほか歴史的な資料から言いましても、最も重要な平安朝時代の貴族の日誌とか、こういうものが外国に買収されたりして日本から姿を消しておる。国内で散逸しておるものも非常に多いわけです。こういうように最も重要な日本の文化的記念物、あるいは資料というようなものの散逸が、最近特にはなはだしいのであつて、これをどうしても収集し、保存しなければならないが、そのためには一休どうしたらいかといふ問題がある。つまり散逸を防ぐためにどのようなことが考えられておるかという点がある。またどのような手段をもつて散逸を防ぎ得るかという問題が、委員会としても真剣に取上げておられるべき第一の問題であると思えます。

は日本でも最も山の中ありますけれども、この山の中で最近人々の研究熱が非常に強くなりまして、そうして私のところに三冊ほど郷土研究という雑誌を送つて来ましたが、この郷土研究を見ましたところが、数百年來の水のみ百姓の子孫であり、また現在の食つて行けないような農民の人たちが集まつて……(「何を質問しておるのか」と呼ぶ者あり) こういう事実を知らなければ、これをどうしたらいいかがわからぬのです。それでこういうように集まつて非常にりっぱな研究に着手しておるわけです。くわの先に触れた考古学的な遺物を集めたり、村の土蔵の中にある資料を集めたり、こういふうにして資料を收集し、愛護して、民衆自身が研究を開始しておる。それから先日青森に行きましたところが、ある青森の有志家のコレクションを見せていただいた。これは非常にりっぱなものであつて、中には學術的、ちよつと国立博物館でもわれ／＼専門家としてもあまり見られないような考古学的なもののが、その収集があるのです。こういうふうなコレクションのまわりに、その郷土の人たちが集まつて、これの研究会を組織しているわけです。このように民衆の中からその郷土々々の古い、また新しい文化的記念物や、あるいは資料を收集し保存し、これの研究に民衆自身が着手しておる。これは私は非常に喜ぶべき、また画期的な文化的な動きだと思う。民衆の中にこういうふうに文化を收集し愛護し、そしてそれに基づいて文化を高めようとする動きがある、こしうる民衆の動き、いうものを基礎にしなければ、日本の文化的記念物なり資料なりを收集し愛護するということ

も、ほんとうにはできない。こういうものが全体的に高まつてこそ、日本の文化といいうものが高まるわけです。この点を見落してはならない。従つて、この民衆の文化を愛護する気持及び文

○若林委員 これは第一の質問に対しましても、先ほどお答えした分で十分じやないかと考えるのであります。そういう機運が高まつて参りますようになりますわけで、そういうようになれば、これが貴重なる文化財だとなります。

積極的な支持を与えたわけです。この際こういう町の人たちは、そこから出土した遺跡や遺物を収集しまして、自分たちの一つ戸をこれに充てて、すでに小さな博物館的なものを今後つくつて行こうというふうな希望をもつて仕事をいたしております。——若林君、聞いておりますか。わかつておりますか。

要点が捕捉しがたかつたのであります  
が、ただいまの御質疑はきわめて明確  
でありますので、お答えがしやすいの  
であります。この法案では登録制をと  
つておるのであります。教育委員会に  
登録されたものを対象といたしており  
ます。それから町の博物館であります  
ならば、建てるここと自体には、まだこの

も、ほんとうにはできない。こういうものが全体的に高まつてこそ、日本の文化というもののが高まるわけです。この点を見落してはならない。従つて、この民衆の文化を愛護する気持及び文化的な活動というものを、この法案の関係者はどういうふうに考えて問題を取り上げようとしておるか、この二つの面を質問したいわけです。

○若林委員 今渡部委員から、該博文化論が出了のであります。これはそういう御希望に沿うようになるための法案でございまして、十分その御希望はこの法案に盛り込まれておるものと考えております。

○渡部委員 答えになつておらないと思うのであります。要するに、これに書いてあるように、われくが文化的記念物の収集、保存、利用ということをなすために、現在散逸して学界で非常に困つておる、散逸して非常に寒心にたえない問題であるところの、そういう散逸状態、散逸の動き、これをどういうふうにして食いとめられるかといふ問題が、この法案の立案の場合に考えられておるかどうか、どういう方法を具体的に考えられるのかという問題、それが第一、第二には今言つたように、文化財の収集、保存にせよ、日本の文化をほんとうに高めるものにせよ、またそれを利用するものにせよ、これは民衆でなければならぬのだ。民衆の中からそういう動きが日本の今までの歴史の中で見ることができないあまりがが始まつておる。こういう動きを法案の立案者はどういうふうに考え、認識して、この法案を作成する場合に取入れられておるか、その関係を

○若林委員 これは第一の質問に対しましても、先ほどお答えした分で十分じゃないかと考えるのであります。が、この御質疑になりました点も、この運営には盛り込んであるのであります。しかし盛り込んであつても、この運営には運営費になりました点も、この運営にかかわる機運を醸成するのに、この博物館といふものが役立つだろうと考えるのであります。特に郷土的色彩をも持たせ得るような法案にいたしておるわけでもありますから、十分第一の点も、第二の御質疑になりました点も、この運営において逆な行き方をいたしましたならば、その効果は薄れるのでありますけれども、維持運営に尽しますところの、協力する協議会が、それを指導して行くことになるだらうと考えております。

○渡部委員 具体的に、たとえばこういう問題があるわけです。秋田県の大湯温泉というところの近くに、新聞でも御存じのように、ストーン・サークル——環状列石といいますか、日本で稀有の、世界でも珍しい石器時代の遺跡があります。この遺跡は、私行つてきましたけれども、そのときにこういう問題が起きたわけです。これは国家が、文化財保護委員会が五十万円を投じて発掘したわけですが、同時に、この地方の人たちは、非常に遺跡について関心を持ちまして、町の経費を十万円投じて、町の人たちが発掘を

積極的な支持を与えたわけです。この際こういう町の人たちは、そこから出た遺跡や遺物を収集しまして、自分たちのある一戸をこれに充てて、すでに小さな博物館的なものを今後つくつて行こうというふうな希望をもつて仕事をいたしております。——若林君、聞いておりますが。わかつておりますか。

○若林委員 わかつております。

○渡部委員 それは聖穂太子のようだ。これは重要なことですよ。こういう問題がわからなかつたら何もわからぬことになる。つまり、そのサークルのために五十万円を投じて文化財保護委員会が発掘をやつて、これにこの町では十万円を出して、町の人たちが協力して発掘を手伝い、そうしてそこから出したものを、町の小さな博物館をつくるうと、いう希望をもつて、収集して保存しておるわけです。こういう場合に、国家が、文化財保護委員会が、発掘してこれを国家のある文化的な機構の中に利用しようとする一方の動きがあり、他方町の方では、十万円も投じて民衆が積極的にそれに協力して、そして小さな博物館を町のためにつくろうとする動きがある。こういう二つの動きがある場合、博物館法のようなものができるときに、これを一体どういうふうに取扱つたらいいかという具體的な問題が起きて来ると思う。これをどういうふうに取扱つたらいいのか、これは今後しばらく起きて来る問題であるので、これはぜひ考えなければならぬ。この点についての提案者なり、社会教育局長なりの御意見を開きたい。

○若林委員 該博いろいろ／＼な御意見をまとめておつしやるのでありますから、

要点が捕捉しがたかつたのであります  
が、ただいまの御質疑はきわめて明確  
でありますので、お答えがしやすいの  
であります。この法案では登録制をと  
つておるのであります。教育委員会に  
登録されたものを対象といたしております  
。それから町の博物館であります  
ならば、建てること自体には、まだこの  
法案は補助の対象にはいたしておりま  
せん。しかしながら、維持運営という  
面においては、公立であるならば、先  
ほど社会教育局長から答えたよう  
に、予算の範囲内において、これを補  
助するという建前になつておるわけで  
あります。だから登録を希望するので  
なければ、この博物館法の対象にはな  
り得ないのであります。これを希望い  
たしまして登録を求めるならば、この  
対象となり得る。しかも私立について  
は、個人のものは目標にならない、法  
人の建てるところの博物館、しかもこ  
れが私立につきましては、直接に国家  
の積極的な補助は、今予想はしておら  
ぬようでありますけれども、免税その  
他におきまして助成をして行こう、こ  
ういうことになつております。

活動することを期待いたしておるのあります。

また最後にお引きになりました例につきましては、私の考え方をもつてました。そのまましては、その町村が博物館をせしますならば、その町村が博物館をせひつくつていただきたい、そしてその掘り出したものをそこに陳列さすようにしていただきたい。そうしますならば、国家としましても、できるだけの補助、援助の手を差延べることができるものであります。博物館というものは、建物そのものが輪郭の美を誇る必要は必ずしもないのですから、もちろん耐久性その他のこととは考えなければなりませんが、必ずしもつぱなものでなくともいいのですから、要するに民衆が十分にこれを利用できます。

ように、文化財の散逸を防ぐと同時に、それを所有者個人のものじやなくともいいのですから、要するに民衆のものとして、みんながそれを研究し、愛好するような方向に向つてぜひ進んで行きたいと考えております。

#### ○佐藤(重)委員

この法案の要綱の三番目でありますが、民法三十四条の法人及び宗教法人に限定したと、こううたつておるわけですが、これはどういう事情でしようか。学校法人といふものもあるわけですが、本法案の目的が学校教育と社会教育と両面をよく援助し、その効果を發揮しようとある点を立派に、公立にのみ力を入れて、私にあることありますから、宗教法人にもこれだけに限定せず、学校法人にもこれを行わしむる、そういうたよな考え方はなかつたのでしようか、その点をちよつと御説明願いたいと思います。

○石井専門員 私からお答えいたしました。お話を通り学校法人の持つており

ますところの、いわゆる博物館に匹敵するものは、すでに現存しておるものもございまして、確かにこれについての重要性も、起草のときには十分考慮をいたしました。けれども、これにつきましては、私立学校法というものの

も、すでにできておりまして、私立学校としての一本の線で国庫で相当な援助をいたしておりますし、それをなるべく一本の法で行つた方がよからう、学校の中でもそれを区分することはかえりませんが、必ずしもつぱなものでなくともいいのですから、要するに民衆が十分にこれを利用できます。

耐久性その他のこととは考えなければなりませんが、必ずしもつぱなものでなくともいいのですから、要するに民衆のものとして、みんながそれを研究し、愛好するような方向に向つてぜひ進んで行きたいと考えております。

ように、文化財の散逸を防ぐと同時に、それを所有者個人のものじやなくともいいのですから、要するに民衆のものとして、みんながそれを研究し、愛好するような方向に向つてぜひ進んで行きたいと考えております。

#### ○佐藤(重)委員

この法案の要綱の三番目でありますが、民法三十四条の法人及び宗教法人に限定したと、こううたつておるわけですが、これはどういう事情でしようか。学校法人といふものもあるわけですが、本法案の目的が学校教育と社会教育と両面をよく援助し、その効果を発揮しようとある点を立派に、公立にのみ力を入れて、私にあることありますから、宗教法人にもこれだけに限定せず、学校法人にもこれを行わしむる、そういうたよな考え方はなかつたのでしようか、その点をちよつと御説明願いたい。

○石井専門員 私からお答えいたしました。お話を通り学校法人の持つており

ることは、私どもよく存じておりますが、私立——つまり社会教育法の中では、私立のそいつたものに對して、社会教育関係団体という中で規定されておりまして、公の支配に屬しないものは補助を与えてはいけないと

いう規定がござりますし、また憲法の中にもございますので、その法律に準じまして、私立の方の補助はいたしかねるということになつて、こうしたの

であります。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○堀本(泰)委員 それではこれより提案理由の説明を求めます。参議院議員堀

越儀郎君。

名 称 位 置

東京國立博物館 東京都

京都國立博物館 京都府

奈良文化財研究所 奈良市

東京文化財研究所 東京都

第三 東京國立博物館の分館を奈良市に置く。

同条第四項中「国立博物館」の下に「及びその分館」を加える。

第二十三条の見出し並びに同条第

一項及び第三項中「研究所」を「文化

財研究所」に改め、同条第二項を次

のよう改める。

2 文化財研究所の名称及び位置

は、左の通りとする。

名 称 位 置

奈良文化財研究所 奈良市

東京文化財研究所 東京都

第三 東京國立博物館の分館を奈良市に置く。

同条第四項中「研究所」を「文化

財研究所」に改める。

第二十四条本文中「変更したとき

は、「」を「変更しようとするときは、」

に、「二十日以内に」を「所在の場所

を変更しようとする日の二十日前ま

でに」に改め、同条但書を次のよう

に改める。

但し、委員会規則の定める場合

には、届出を要せず、若しくは届

出の際指定書の添附を要せず、又

は委員会規則の定めるところによ

る第二十条中「研究所」を「文化財研究所」に改める。

第二十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 国立博物館の名称及び位置は、左の通りとする。

第三 東京國立博物館の分館を奈良市に置く。

同条第四項中「国立博物館」の下に「及びその分館」を加える。

第二十三条の見出し並びに同条第

一項及び第三項中「研究所」を「文化

財研究所」に改め、同条第二項を次

のよう改める。

2 文化財研究所の名称及び位置

は、左の通りとする。

名 称 位 置

東京國立博物館 東京都

京都國立博物館 京都府

奈良文化財研究所 奈良市

東京文化財研究所 東京都

第三 東京國立博物館の分館を奈良市に置く。

同条第四項中「研究所」を「文化

財研究所」に改める。

第二十四条本文中「変更したとき

は、「」を「変更しようとするときは、」

に、「二十日以内に」を「所在の場所

を変更しようとする日の二十日前ま

でに」に改め、同条但書を次のよう

に改める。

但し、委員会規則の定める場合

には、届出を要せず、若しくは届

出の際指定書の添附を要せず、又

は委員会規則の定めるところによ

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 文化財に関する知識の普及及び理解の徹底に関する事。

第十八条に次の二号を加える。

十八 文化財に関する調査研究の委託に関する事。

り所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第四十二条第一項中「第四十条等二項の規定により徴収された部分を除く。」を「第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項

四 第二項に規定する当該重要文書化財又はその部分についての残余の耐用年数同条第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。  
前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定による。この場合、

共福社用財産として文部大臣が管理するかは、文部大臣、関係各省政府の長及び大蔵大臣が協議して定める。

第六十一条に規定する事件の例による。

第一百二十四条第二項中「この法律に基く研究所」を「この法律に基く東京文化財研究所」に改める。

父は模擬審する場合には、適切な議題とならない。

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

同条第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

前項第二号に掲げる第一項の補

五  
きは、これを切り捨てる。」

第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

各府の長及び大蔵大臣が協議して定める。

第九十九条第一項第二号中「第八十一条第二項で準用する場合を含む。」を「又は第八十条」に改める。

附則  
一 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条、第二十二  
条、第二十三条及下條百二十四条

はおいて同じ しかし  
項を次のように改める。

第四十六条第二項中「二十日」を「三十日」に改める。

第七十五条第一項第三十二条の規定を準用する。」を「第三十二条の規定を、前条第一項に規定する所有者に

は、第五十六条第一項の規定を準用する。」に改める。

「同法第三条第二項第二号に規定する公共福祉用財産」に改める。

第八十七条第一項本文中「そのふのは、」の下に「公共福祉用財産と」と一文加え、同項但書を次のよう

「」を加え 同法に依るを次の二つに  
改める。

二項に規定する他の行政財産であるとき、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）に規定す

（令第百四十九号）は本件に属する国有林野に属するものであるとき、又は他の法律の適用上国有財

産法第三条第三項に規定する普通財産として取り扱うべき特別の必要のあるものであるときは、その

ものをこれらの財産として関係各省各府の長（同法第四条第二項）が規定する各省各府の長をいう。（以下同じ。）が管理するか、又は公

となり、わが国文化財の内外における認識理解を深めるのに寄与することからぬものがあらうと存じます。また、この地方に適当な研究機関を設けるとともに、その豊富な研究対象が手近にありますので、その研究を行う上において大きな利便がありますことは申しまでもなく、また文化財所有者のものと期待されるのでござります。この観点に立ちまして、現在の京都市立博物館を譲り受け、これを充実改善いたしまして京都国立博物館を設けるとともに、新たに奈良文化財研究所を新設し、現在東京都にある国立博物館及び文化財研究所と、東西対応して文化財の公開及び研究の中核といたしますこととは、文化財保護行政の目的達成上、最も適切な施策であらうと存する次第であります。なお、この二つの機関の設置は、予算の関係上昭和二十七年四月一日から実施することといたしておりますのであります。

在の変更につきましては、所在を変更しようとする日の二十日前までに事前の届出を要することといたそうと存するのであります。

改正の第三点は、都道府県の教育委員会に関する規定を整備したそとするものであります。すなわち史跡名勝天然記念物の現状変更に関する文化財保護委員会の許可の権限を、都道府県の教育委員会に委任し得る道を開き、また都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、委員会に対し意見具申を行うことができることとし、文化財保護行政に関する都道府県教育委員会の権限と責任を広めることといたしましてとともに、この教育委員会に専門的、技術的補助機関として、文化財専門委員会を置くことができる旨の規定を設けることとした次第であります。

以上のほか国宝または重要文化財の国に対する優先的売渡し申出に対する国の買取り期間を二十日から三十日に延長し、文化財保護委員会附置の「研究所」の名称を「文化財研究所」と改めるとともに、重要文化財の修理工等につき、国から補助金、負担金を受けた者またはその相続人等がその重要文化財を有償で譲り渡す場合に、国に返納すべき納付金に関する規定、文化財保護委員会事務局各部の所掌事務に関する規定及び国有財産法との調整規定、その他二、三の点について若干の事務的整備を行うことといたしましてあります。

○長野委員長 京都大学学長がお見えになりましたので、休憩の形においてお話を承ることといたします。

○長野委員長 本案に対する質疑は、次会に譲ることにいたします。

○午後零時十五分休憩

○午後二時十七分開議

○岡(延)委員長代理 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

この際法務総裁がお見えになりますたので、文部行政に関連する諸問題について、法務総裁に対する質疑を許します。渡部義通君。

○渡部委員 法務総裁にお尋ねいたしました。最近、一般民衆あるいは労働者の運動に対する各種の形での非常に不法な弾圧が行われておるのであります。が、単にそれだけではなくて、最近学校に対しての、ある意味では干渉的な、ある意味では不法な形でのいろいろな問題を起しておるのであります。最近でも、十月十三日に北海道大学に警官が乱入しておりますし、さらに名古屋大学でも同様の問題が起きている。それから十六日には慶應大学の医学部学生会が捜査されました。さらにもう一つの事案として、東大工学部に関する検索問題について、まず質問したいと思うのです。事件は十月十九日の午前七時ごろに、警視庁の捜査第二課の

○大橋國務大臣 検務局長からお答えいたします。

○岡原説明員 本件につきましては、東京地方検察庁から簡単な報告が参つております。ちょうどその事件の報告書が、衆議院の法務委員会の答弁の資料に、だいたい持つて行かれているものでございますから、手元にございませんが、概略を記憶のままに申し上げますと、この日、朝七時過ぎごろに、警視庁の田島警部補を首班としたしまして合計五名の捜査官が、正式の押収搜索令状に基きまして、東大工学部建築学科の建物を押収搜索いたしております。最初田島警部補が大学に行きました、女の小使さんに事務室を開き、事務室に行きました、責任者の登校を待つておつたのでございますが、なかなか参りません。宿直員のらようど起きがけの者がおりましたので、これと女の小使さんと二人で、指定されました場所の下見をいたしておきました。間もなく七時五十分ごろに至りましたして、事務官が登校いたしましたので、その了解を得、さらに建築学科の主任教授にもお話をいたしまして、全部了解を得た、かような報告になつております。なお被疑事実がその他につきましては、目下捜索中のものでございますが、ちょっと詳しい資料が手元にございませんので、空

○ 渡部委員 ただいまの御報告の中では、学校当局自身が言つてることとちぐはぐな点があるわけです。今の説明の中にも、若干そのちぐはぐさが現われておりますけれども、検査を開始された後において、学校当局の了解をありますと、得られたと思うのであります。が、今の説明の中にも、それが若干現われていると思います。学校当局やその他居合せた人たちから調査によりますと、まだ教授たちは来ておらない、しかし小使を呼んで、しかも小使をかぎを持たせて室外に置いて、事実上立会人なしで検査を開始しておるということですが、すべての見ておった人々の総合的な結論なんであります。小使は何ら学校当局者の一部が来たという事実がありません、しかもそういう小使を室外に立てさせておいて検査を開始した後に、この管理上の責任を持たないだけではあるわけです。この点について、こういうことはまったく違法だ、つまり違法の検査が東大に対して行われたということになるわけですが、総裁の見解はどうなんですか。

○ 大橋国務大臣 事実は先ほど検査局長から申し上げた通りでございまして、特に違法の検査が行われたということには考えておりません。

○ 渡部委員 事実はその通りであると言われるが、事実上の相違があるわけなんです。しかしこれが事実上の相違だということであるならば、私はこれは一応あとにまわして、なぜ学校当局が出でないときから、学校当局と話



いと言われますけれども、記憶されておるという一人の被疑者の被疑内容をいはずなのに、それとまったく無関係な今読み上げたほど大勢の教授、助教授、大学員の部屋々々を全部捜索されると、いうことは、あなたのおつしやる点から言えれば、理由が成り立たない。その点はどうですか。

○岡原説明員 私の記憶にして誤りなければ、本件はある被疑者が不穏文書を工学部の方に配布されたというふうな被疑事実でございまして、従つてその配布を受けた場所は幾部屋になるか、これはおそらく捜索に行つた当時の田島警部補の判断によりましてやつたものと推量いたされます。

○渡部委員 そのピラがあつたかないか、君の部屋にピラが配布されたことがあつたかないかを調べるために、大學の教授の部屋ともあろうものを一検索するという理由は、私はないとと思う。単にあなたの部屋にピラがあつたというならば、その大学の教授なり助教授なりに聞けばはつきりするのであって、それを検索するという形で、すべての教授、助教授、研究員の部屋全部を検索するということは、前古未嘗有のことだと思う。このような検索状態は日本の歴史にかつてあつたことはありません。かつて早稲田の研究室が大正十二年に検索されたことがあります。あのときも非常に大きい問題ではありましたけれども、非常に限定されました。あのときも非常に大きい問題ではありますけれども、このような形でビラ一枚教授の部屋に入つておつたかど

うかを調べるために、教授、助教授、大学研究室を捜索するというようなことは、前古未曾有のやり方であつて、乱暴にして不法なり方だと私は思うのです。こういうやり方が、それでも妥当だということを法務総裁は考えておられるのかどうか、この点をお聞きします。

○大橋國務大臣 御説のごとくでありますならば不法ではないにいたしましても、必ずしも適当ではない、こう存じますので、この件につきましては、なおもう少し私の方で詳細調べまして、はたしてお説のように捜査について必要な範囲を逸脱しておるといふようなことがありますならば、捜査担当局に対しまして十分に将来を戒め、人権の保護に全からしめたいと存じます。

○渡部委員 これは東大だけではなくて、学界全体、あるいはこういう問題に关心を持つすべての人たちの間に、非常に大きなショックを起しております。こういうやり方が今日の一般情勢から来るファシズム的なやり方だと思いますが、教授間なんかでも大分問題になつておるわけであります。すでに捜査が繰り返れておつたときに、大田学部長や瀬尾事務長が登校して、こそこはこのようなものは配布されていないから、事を荒ら立てないで早く帰れという要求をなされておるような状態でありまして、その後も十月二十五日に教説会で問題になりまして、主任会議までが開かれまして、建築科全学部、それから大田学部長、南原総長なども、学問の自由、學園の自由といふものが蹂躪されたということに非常な不満を述べておられます。このような

ことが今後再びあるならば、これは非常に学問の自由、学園の自由に対する、単に法律上の不当であるだけではなくて、破壊的なやり方だ。大橋法務総裁のもとで、このようなことが行われるということは、非常に重大なことだと思うのです。従つて法務総裁が、このようなことが事実であるならば、決して正しいやり方でないから、事実をさらに調査するとおつしやつたことは了としますけれども、それならば、このような検査を事実上行つておる責任者に対して、十分責任をただすべきだと思います。もしがこのままに看過されるようなことがあるならば、再びこのようなことが繰返される可能性が予想されるのでありますし、このような傾向をまつたくなくして、自由な学園の自治という形において高く創造していくためには、今にしてこのような傾向を刈り取らなければならぬと思ひます。それでなくてさえも、現在学校の自由、学園の自由といふものが非常に破壊的な状態にまで押されている、いう空気が、教授から学生の間にまで実感感じられております。だから、この点について責任を明らかにして、今後再びこのようなことがないようにするためには処置をされることが、私は当然と思うし、またそれをすることができる法務総裁としての当然の責任でもあると思うのです。従つてその責任を明らかにして、このような不法にして破壊的な、かつ歴史的にも見ることのできるない乱暴な検査をやつした者に対する適当な処罰をなすという意思はありませんか。

りませんので、処罰する意思はございません。ただ事実は十分に取調べまして、将来について不當なる検査が行わられないよう注意は喚起いたしたいと忠います。

○渡部委員 先ほど申しましたような意味で、この検査が、事実無関係な教室内をすべて検査したというようなことは、大体において不当である。従つて、さらにこれを調査して、将来このようなことが起らないようにすると言われる点を確認してよろしくござりますか。

○大橋国務大臣 先ほど申し上げた通りであります。

○渡部委員 それでは次に別な問題についてちよつとお尋ねします。京都大学の行幸事件といいますか、あるいは天皇に対する質問事件といいますか、この事件が起きた後に、参議院の法務委員会ですか、縦裁は、この事件が公安条例にかかるかどうかについて調べてあるというふうに答えられたようになりますが、そういうふうに新聞で見ましたが、そういうふうに現在もお考えでしょうか。

○大橋国務大臣 先般法務委員会において、法務府からこの事件の調査のために派遣いたしました検事の調査の結果はどうであるかということでございましたから、本件については、無許可集団示威運動であるという点において、京都市公安条例の違反事実が成立しておる容疑が濃厚であるということを申し上げたわけでござります。

○渡部委員 学校に対する警察当局の干渉がもっぱらである上から、法務縦裁の考え方というものが、学校行政の上にも将来非常に重大ないろ／＼の影響を持つと思われるのです。この事性

が新聞に非常に大きく取扱われ、また国会の問題ともなつておることは、闇知の通りでありますけれども、私はこれは法務総裁であると同時に、法律家としての大橋氏にお伺いすることにもなると思うのですが、今度の事件がなぜあれほど大きな事件のように取扱われているかということに、私は非常におかしく思われるところがあるのです。たとえば、学生が天皇に対して質問書を出そうとしたことが、何か国家的にとつてのゆゆしい大問題であるかのような印象を与えるようと、新聞やラジオが宣伝しておるわけです。しかし学生の天皇に対する質問状というのは、私手元に持っておりますけれども、非常に明確な質問状であつて、簡単に読んでみますと、

一、もし日本が戦争に巻き込まれるような事態が起るならば、かつて終結したときの詔書において万世に平和の道を開くことを宣言されたあなたは、個人としてもそれを拒否するよう世界に訴えられる用意があるでしょか。

二、あなたは日本に再軍備を強要されるような事態が起つたとき、憲法において武装放棄を宣言した日本国民の天皇として、これを拒否するよと呼びかけられる用意があるでしょか。

三、あなたの行幸を理由として京都市では多くの自由の制限が行われた準備のために貧しい市民にまわるべき数百万円が空費されています。あなたは民衆のためにこれらの不自由と空費を希望されるのでしょうか。

四、あなたが京大に来られて最も

要なことは、教授の進講ではなくて大学の研究の現状を知り、学生の勉学、生活の実態を知られることであると思いますが、その点について学生へ会つて話し合つていただきたいと思うのですが、不可能でしよう

り方とも思えませんし、私としては断

りますか。

もうという意見もある。それぐの意

す。先日も私はここで見ておりました

り方とも思えませんし、私としては断じてとのことのできないところであります。

○大橋國務大臣 私はそういう内容の質問状を出すことがいけないという言論は、自由だと思います。

○渡部議員 いけないという言論は自由だとおつしやいますけれども、法務省の総裁のお考えを私は聞いているわけで

ろう、という意見もある。それぐの意見は、私は意見としてこれは自由である、こう考えております。

す。先日も私はここで見ておりました  
が、労働者が堂々と入つて来る。しかし  
警官はそれをあくまでも入れまいと  
する形があるので、そこで衝突が起き  
る。結局労働者は、警官隊を突破して  
入つたけれども、入つて何らの騒擾も  
あのときは起きなかつたわけです。こ

五、広島・長崎の原爆の悲惨はあるたも終戦の詔書で強調されています。そのことは私たちはまつたく同意意見で、それを世界に徹底させるため原爆展を制作しましたが、その開催があなたの来学を理由として妨害されています。あなたはそれを希望されるでしようか。また私たちは特にあなたにそれを見ていただきたくと思いますが、見ていただけるでしょう。

ここに書かれたこれ自身を、天皇に質問するということについては、何かいけない事情があるというふうにお考えですか。

○大橋國務大臣 それは私から別にお答えしなければならない事柄とは思いません。

○遠藤委員 法律的な問題としてはどうでしようか。

○大橋國務大臣 別に法律的な問題とは思つておりません。

○遠藤委員 そうしますと、こういう質問を天皇に出すということが、法律的には何ら刑事的な問題には触れない、というふうにお考えになるわけですか。

○大橋國務大臣 その問題は、別に刑

○大橋國務大臣　私の考えは、申し上げる必要はないと思います。

○渡部委員　法務総裁に希望しますが、ひとつ具体的にお願いします。私の言つているのは、法務総裁は、言論に対する重大な関心を持たれて、この種の言論、あの種の言論はいけないのか、言つていいのかということをつか、明確にされるような位置にあるわけあります。たとえば私の場合でもそうです。私の場合に、検査状が出たと

いうような問題も、その言論がどうかという判断に基いて出でているわけであります。このような場合にも、やはりこの言論がどうかと、う判断は、去

意見もありましたけれども、学内の自治の問題であるから、行幸における学内秩序というのも、学内において決定したいという意向を最後まで持つておられたように聞いております。しかし市警の方では、最初から警察を入れることを要求して来ておる。そうして当日も、学生諸君の方としましては道が狹まつたのは、珍しい天皇が来られたのだから、見ようというので、ずつと立ち上つてみたり、道を狭めたりするというようなことになつたらしのですが、しかしながら、これは同学会の幹事諸君が、静かにして、かつ秩序を保つてくれと言つたので、引下つた。そのころ警察が数百人も来て、轟でこ

の場合も、学生を呼んで聞くならば、一層その事態ははつきりすると思うのです。今申し上げたような類似の形において多少のいざなが起きたというふうに見られるのですが、それについての見解はどうですか。

○大橋園田 大臣 学校当局の要請に応じまして、学内の秩序を維持しましたために、京都市警から警察官を入れて学校の当局に協力をさせたという報告を受けております。

○長野委員長 あとに大分質問者があります、あの日の日程にも非常に影響しますから、簡単に願います。

○度部委員 そういう事務を公安系列

○大橋國務大臣 ああ、いう仕方においで、そういう質問状を陛下に提出しようと、するということは、少くとも最高学府の学生としては適當なやり方ではない、こう私は確信をいたします。

○瀧部委員 そうしますと、これを天皇に出すということは、刑事上はいいがないことはないということに、法務省の意見を承りましたが、これは刑事上の問題としてではなくて、こういう質問を出すことが、何か日本のゆゆしい重大な問題、しかし内容がいけないというような議論も聞くのであります

○大橋国務大臣 問題は、根本的に違つておるのであります。あなたの場合は、あなたのやつた言論は一つの刑事事件、刑事上の被疑者として逮捕を要請されておるわけです。今回の問題は、そういう意味において、言論の内ですが、そういう立場からひとつお客様へ頼みたい。

づいたり何かして紛争はそこから起つたということを、学生諸君は異口同音に天下に対して言つてゐるわけであります。こういうふうなやり方で秩序が乱れるということは、しばらくあるわけであります。たとえば先日ここに労働者諸君が集まつたのであります。そのときも、労働者諸君が静かに入つて来ようとする、警官隊がどうして

違反といふ形で取調べ中であるというふうに、総裁が参議院で述べられたと思うが、公安条例違反の疑いがあると、いう立場から、今申し上げたような状態で起つた事態を調査中であるわけですか。

○大橋國務大臣 調査中であります。

○渡部委員 その立場からですか。

○大橋國務大臣 さもなければ、調査

○大橋國務大臣 天皇に相当の道をもつて御質問申し上げるということは、内容によつては一向さしつかえない場合もあるうと思いますが、しかしあの行幸の際におきました、ああした形においてやられたということは、これは決して最高学府の学生にふさわしいや

す。法務総裁は、直接学校行政に関する問題についてはおられないが、こういう言論と、いう問題については、始終神経を使つておられる立場にあるわけでありますから、こういう質問を天皇に対しても、そういうことについては、法務総裁の立場からはどういうふうにお考えになつておられる立場にあるわけでありますから、こういう質問書の内容に對しては、一方において、これは質問書としてかような質問をしてもらいたいだろうという意見もありますが、またかのような質問を天皇にいたすということは、よろしくなかでございません。従いまして、この質問書の内容に對しては、一方において、これは質問書としてかような質問をしてもらいたいだろうという意見もありますが、またかのような質問を天皇にいたすということは、よろしくなかでございません。

も入れまいとして、のこん棒をもつて防壁をつくっている。そこで初めて衝突が起きそうになるのであって、こういう形で事態が進行しても、結果から見ると、いつも労働者が乱暴をしたり、学生が秩序を乱したりするような形で世間に訴えられるわけでありま

○渡部委員　昨年の十二月九日の越年懲罰大会のときに起つた、いわゆる京都の圓山事件であります。この事件に関連して、京都地裁では、同事件の基本法となつた京都公安条例は違憲であるという弁護士団の主張を入れて、

同条例は、つまり京都市公安条例は、一切の集会、集団行進を制限したもので違憲であるという判定を下しております。京都の地方裁判所が、京都の公安条例は憲法違反であるという判断を下しておるときに、法務総裁は、その立場から公安条例違反の疑いがあると立場で調査をさせておるとおっしゃるということになると、問題があると思うのですが、この関係はどういうふうに解釈されますか。

○長野委員長 お答えの前に、ちょっと何ですが、学校行政に直接関係ある事項については何ですか、その他の問題につきましては、法務委員会もあるですから――あなたをお非常に尊重して、特に多くの時間をさいていますから、どうぞ特に学校行政に限定してお願いします。

○大橋国務大臣 答弁の方は、学校行政に関するものでありますから、どうぞ。

○大橋国務大臣 それでは委員長の許可を得て答弁します。裁判所の裁判と

いうものは、これは一応お示しのよう

な判決が、京都地方裁判所において下

されおりましても、なほこの事件は大阪

高等裁判所で係属中であります。もし

確定的に京都の公安条例というものが

憲法違反であるという終局の判決があ

りましたならば、むろんその違反事件

といふことは成り立たないわけですか

から、調査の必要はない存じます。しかし、この判決はまだ確定をしておりま

せんので、当局といたしましては、

○長野委員長 浦口君。

○浦口委員 このたびの京都帝大事件

の内容については、先ほど服部学長か

らいろいろお聞きをいたしました

が、京都市公安条例に抵触しない

かという点を調査しておるわけでござ

ります。従いまして、当日のその集会

申しましたように、学生たちが、警察

の学校侵入のかどによつて、――警察

取締られているという点では、先ほど

申しましたように、学生たちが、警察

で来て、そして学生の行動を乱すよう

な挑発的な行動をやつたことが原因と

なつて騒ぎが起つたという、そういう

事情をよく調べられた上、民衆の動

きが起きると、常に民衆の側に騒擾の

原因があるというふうにとつて、刑事

上の処置に出られる従来のやり方は、

この際改められて、ぜひ真実をもつと

鐵砲に調査された上、警官がしばし、

民衆の運動に挑発的な行為に出で、そ

の結果紛糾を大にするものだという点

を認識された上、こういう問題につい

てやられることがあります、私たちは希望せざ

るを得ません。

○長野委員長 それから、先ほど質問した東大その他の捜査事件にしましても、これは古

今、いまだかつてないような不法にし

て、かつ乱暴な捜査が行なわれておるの

でありますから、こういう点を一層激しく行くものであるという点も

考えられて、こういう問題の処置に当

られることを希望して、きょうは委員長やいろいろな方から発言があります

から、他の機会にさらに質問したいと思

います。

○長野委員長 浦口君。

○浦口委員 このたびの京都帝大事件

が起きたについての遠い重なった原因

でありますと、この事件は、ただ表面に現

われた形が、いわゆる公安条例違反か

どうかということでお調べになつてい

りますが、その対象がたまたま天皇であつたということと、これは無関

なおこれについて調査を行つております。

それが、法務総裁でありますので、そういう点には触れないようになつたしまし

て、たゞ、今までの御答弁を聞いてお

りますと、この事件は、ただ表面に現

います。

かといふことは言えないと想ひま

す。

しかし全体を見ますと、明らかに

これは一部のものの計画的な行動であ

ります。

従いまして、さきに二

度三度かよな計画が行なわれないとい

ります。

どうかといふことでお調べになつてい

ます。

幸であるということをお調べになつてい

ます。

されど、この事件は、ただ表面に現

ります。

われも懇談の中で承つたのであります

が、

かといふことは言えないと想ひま

す。

○浦口委員 法務総裁に向つて、たゞ立法考査局に頼みまして調べました範囲では、今世界の民主的な国家といわれ、文明国家といわれる国家の中でも、へん口を返すようですが、私実は調査報告書によれば、君主制あるいは国王を持つておりますのが、御承知のように英國、オランダ、スエーデン、ノルウェー、デンマーク、ベルギー、大体この六箇国が代表的なものと思うのであります。この国家においては、大体において皇帝、国王の身分については、「各読みあげますと時間がかかりますが、神聖不可侵であり、政治に対する不答責ということが原則のようであります。」しかもそれに関連して、不敬罪の問題につきましても、今法務総裁のお言葉がありましたが、大体オランダ、ノルウェー、ベルギーは、刑法において、おの／＼輕重はあります、不敬罪とありますことはイギリスであります。イギリスにおいては、国王誹謗は禁錮 punished されています。そこには、国王に対する訴訟罪とされ、その内容についてはいろいろ文献によつて解釈が出ております。ここで考えますことは、私は決して今不敬罪をすぐ復活しろ、こういうことではありますことはあります、英國に学ぶべきではないのであります。英國は、こういう国王に対する訴訟罪とされるものが英國には既存はしておりますが、現行法によれば、近代裁判における事実上は訴追された例がない、つまりこれが記されております。たゞ私は、もちろんこれは不敬罪そのことはかりでなしに、非常に飛躍した理詮になりますが、法律というものはな

とも秩序が保たれることが、最もけつこうと思うのでありますし、その根本は教育であります。また最近の言葉でいえば、日本の民主化が徹底するということによつて、やはり人間の知性が高まり、良識が発達するということにおいて、とりわけわれ／＼文部委員の立場としては、法律を即時希望するのではないであります。しかし、その過程においては、必ずしも私は時期が適切でなかつたのではないかといふうなことも、が、必ずしも私は時期が適切でなかつたのではないかといふうなこともあります。その点今さしあたり復活する気持はないとおつしやつておるのであります。が、一応こうした世界の憲法、あるいは民主的な国といわれる進歩的な國のこうした法律に対する現在の実情を考えましたときに、法務省の御意見を、いま一度承つておきたいと思ひます。

しもないので。しかし方法がいけないんだとおしゃつたよですが、こういう質問書を天皇に出したいから、学校当局でこれを天皇に渡してもらいたいという話を学生の方が持ち込んで、学校の方では首をひねつて、あまり承知しないというので、学生諸君が、それではわれくの方で天皇に会いたいから、一分間でもいいから会わせてもらいたいという要求をしたわけですが、学校当局は、これも拒絶したわけなんです。しかし、天皇がかつて労働組合の代表等には会われた例はあるのありますし、この際学生の要望を入れて、学生を天皇に会見させて、いろいろ陳情なり、意見なりを述べる機会を与えるような方法がとられたならば、こういうふうな問題はもつと堅い形で進行したと思うわけです。それがなされなかつたところにむしろ原因があるよう思うのですが、あなたの方の調査の上から、こういう点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○大橋國務大臣 あなたの御質問は、学校当局がそういうお取次をすればよかつたのを、しなかつた点に問題があつたのは、その点に問題があるといひはしないかという御質問ですか。

○渡部委員 そうです。

○大橋國務大臣 それはひとつ文部当局なり、あるいは京都大学に御質問してもいいたい。私の方はそういう問題には全然関係ありません。

うふうに考えたのですから、私は  
その原因についても、そういうふう  
に、処理の方法が学生諸君の要望する  
ような形でなされたなら、そういう事  
件がなかつたのだという、原因の点に  
ついてもお考えになるのが当然じやな  
いかと思つてお聞きしたわけなので  
す。なぜならば、委員会でよく、天皇  
が政治的な地位にないのに、政治的な  
質問をしたということが問題になつて  
ゐる。それでこういう点もやはり総裁  
が統治とかのためによつておられる  
のでなしに、民情視察という形でまわ  
ねと思うわけです。それというのは、  
天皇は、やはり単なる遊興とか遊山と  
か觀光とかのためによつておられる  
機会が与えられればよかつただけでな  
く、むしろそれが天皇の耳に入るよ  
うな環境が、その場合につくられるべき  
意向なり考えなりを聞くといふような  
であつたのに、その道が杜絶されたと  
いうところに、私は問題があるのであ  
らないかと思うわけです。その点を考慮  
された上で判断されるのが正しいのじ  
やないかと思うのですが、それに対す  
る見解はどうですか。

○渡部委員 私はそのときこそがむしろチャンスなのであつて、非常にいい機会だ、わざわざ手数をかけないで、学校当局からやつてもらうことは、一つの機会であると考える次第であります。——そうではありませんか、民情を観察するためにまわっているのですよ。ああそうか、ああそうかといつて聞いて歩くためにまわっているのだから、それは実際において一つの機会であると思うのです。しかしその機会が与えられなかつたところに原因があると申し上げた点を、私はやはり今後の委員諸君の考え方の中にも、ひとつ含めておいてもらいたいと思う。

それでこれは理論的な問題になるので、この点は文部当局にお聞きした方がよいと思うのですが、天皇は国民統合の象徴であるから、政治的なことを聞くことは非常識なんだという考えが、委員会の中にも見えたようです。この点についての法務総裁としての理論的な考え方、それをひとつお聞きしたいと思います。

○大橋國務大臣 委員会の御見解については、私はかれこれ申し上げる立場にございません。

○渡部委員 委員会の立場を聞いているのではありません。そういう意見があるので、法務総裁は、私は自由党随一の理論家の一人であるといふふうに、自由党の人からも聞いておりますので、この点を実はお聞きしたいと思っておつたのです。天皇は国民統合の象徴であるから、天皇に対するこうい

う政治的な意味を含めたような質問をするのはむしろ天皇を政治化するのであるというふうな考え方を持つてゐる人があるが、しかしこれは理論的な立場から考へれば、どういうふうなものであるかという点を開きたいと思ひます。

○大橋國務大臣 私は、きょうは法務総裁として委員会に参つておるのであります。しかし、それはその理論家としての私の意見を開きたいというならば、それは個人的な問題でいる次第ではありません。もし自由党の理論家としての私の意見を開きたいとありますから、ひとつ別席で、一席設けていただきたい。

○長野委員長 法務総裁に対する質疑はこの程度とし、次は博物館法案を議題として残余の質疑を許します。

別に御質疑がありませんければ、本案に対する質疑はこの程度とし、これより討論に入ります。坂本泰良君。  
○坂本(泰)委員 私はこの法案に対しても賛成であります。きょう内容を見ましたのがゆえに、しさくわたくて検討いたしまして質疑のできなかつた点は遺憾であります。博物館法ができまして、そうちして第二条の目的、第三条の事業について、これを民主的に行使いたしましたときは、文化國家の建設に対して非常に有益であり、この第二条によつて収集しました資料が、これがもしもこの公立、私立の博物館が全国の町村にわたるということになれば、非常に日本の社会教育に対して貢献することが多いと思うであります。ただ憂うるのは、この博物館の事業につきまして、この博物館の事業と現在行われておりますところの公民館運動と

二重になつたり、あるいはそこに摩擦を生ずるような懸念がないとも思われないのであります。しかし、それはその法の運用によつてやればよろしいと存するのであります。

次に構成員の問題であります。学芸員の任免等につきましては、「官僚的ではなく、やはり広くこの学芸員、いわゆる専門的職員を求めまして、そうしてこの運用に当らなければならぬ、かようにも存するのであります。また運営にあたつての協議会におきましても、また博物館協議会におきましても、二十二条を見ますと「教育委員会が任命する」というようになつておりますが、私はこの「任命」を「委嘱」というふうに解したいのであります。

任命というのはやはり官僚的であつて、民主的な運営に阻害をするのではないかと思うのであります。またこの教育委員会が民主的にその方法を誤らぬようにしなければ、結局博物館運動においても博物館の組織の強化になります。なおまた博物館におけるまことに、時行政権に左右されることなく、学問的見地に立ちまして、広く天下の資料を収集するというところに十分の留意を払いまして、そうして時勢の推移にかかわらず、この博物館は学問的な見地において公平にやられて、そういう立場においての運用が必要と思ふのであります。

かような立場に立ちましたならば、私はこの博物館のその使命たるやまととにつこうであると思いまして、賛意を表するものであります。

○長野委員長 これにて討論は終局い

たしました。  
採決いたします。原案に賛成の諸君の通り可決いたしました。

なお報告及び報告書の提出についての起立を求めます。

○長野委員長 起立總員。よつて原案の通り可決いたしました。

〔議員起立〕  
は委員長に御一任願いたいと存じます  
が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長野委員長 御異議なしと認め、さ

るよう決定をいたします。  
それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

〔参考〕

博物館法案(若林義孝君外九名提出)  
に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕